

『カーボンプライシングのフロンティア』

第7章 次世代エネルギーシステム分析用産業連関表について

* 134 頁の図 6 および 135 頁の図 7 と、135 頁の本文について、以下のように訂正いたします。なお、本文中の訂正部分は赤字で表記しています。

図 6 各地域の最終消費が誘発する CO₂ 排出量 (百万 tCO₂)

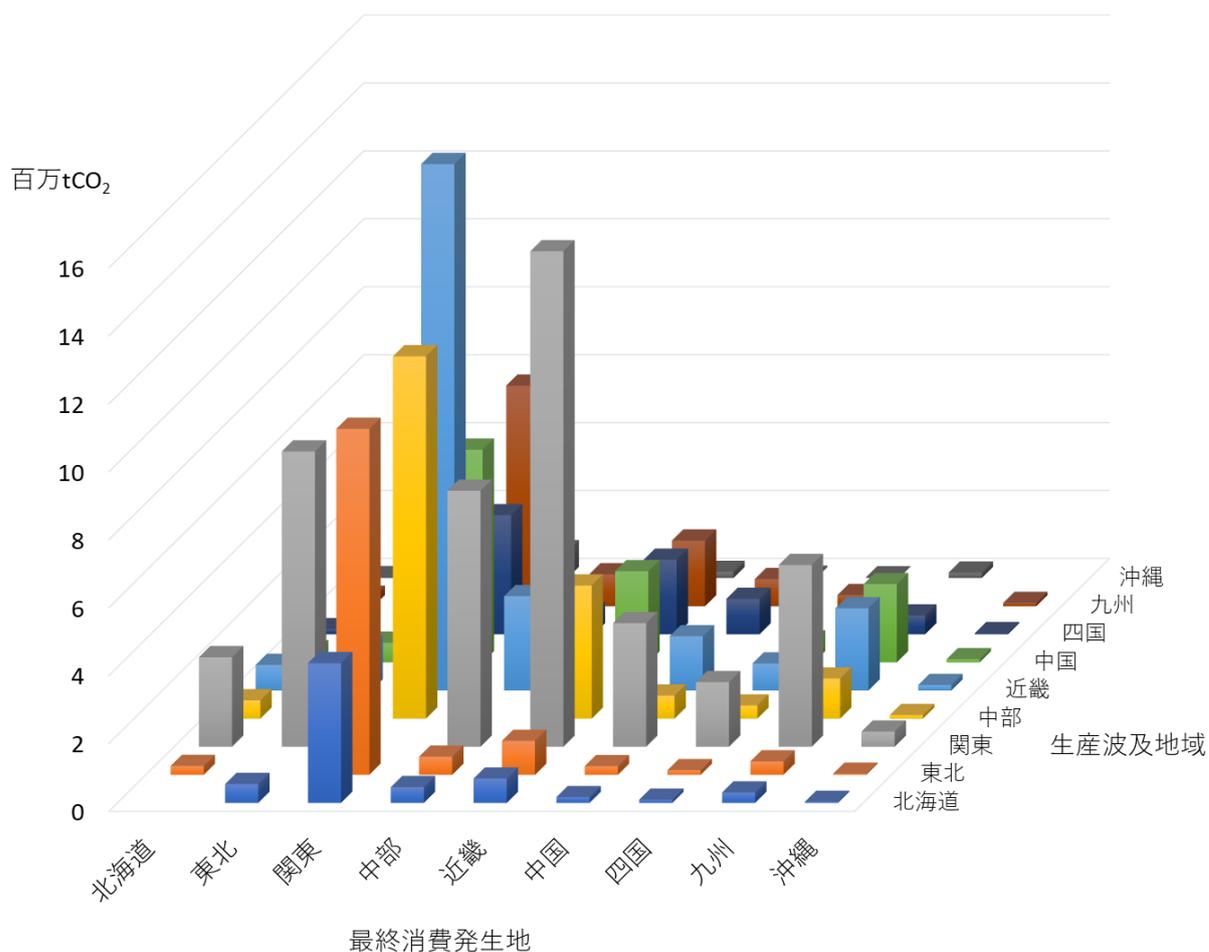


図7 消費による CO₂ 誘発排出量の純移出入（百万 tCO₂）

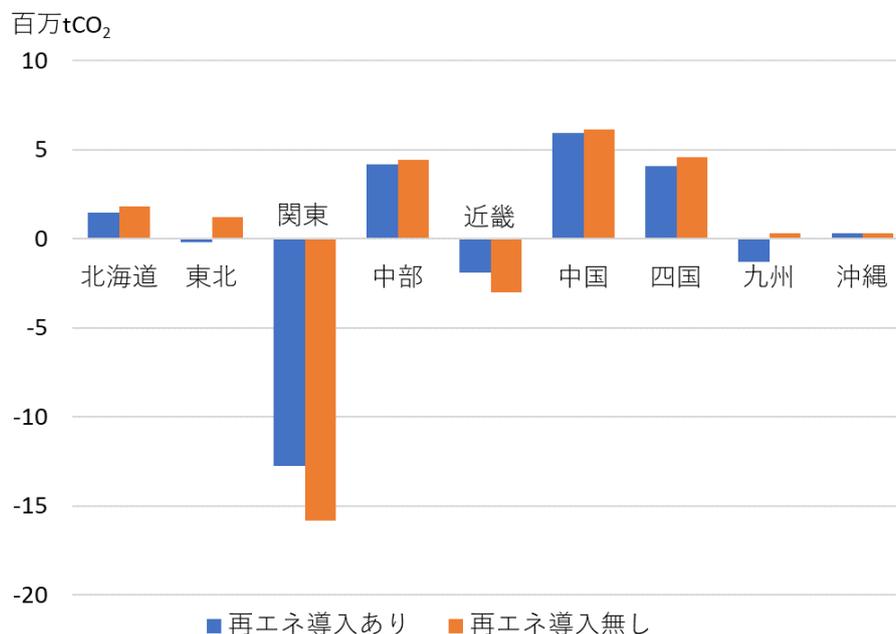


図7は、図6における CO₂ 排出の移出入量の純額（他地域からの誘発の合計－他地域への誘発の合計）を地域ごとに示している。これは、正の場合にその地域は「純 CO₂ 排出責任移入地域」であり、負の場合にその地域は「純 CO₂ 排出責任移出地域」と解釈される。また図7で、「再エネ導入無し」と示されている棒グラフの大きさは、再生可能エネルギーがもしすべて火力発電されていた場合の状況を示す。再エネ導入ありで見た場合、北海道、中部、中国、四国、沖縄が「純 CO₂ 排出責任移入地域」であり、東北、関東、近畿、九州が「純 CO₂ 排出責任移出地域」である。炭素税が導入された場合には、税収が移入地域に還元される必要がある。また、「再エネ導入あり」と「無し」とを比較すると、「あり」の場合に棒グラフの長さが短くなることから、移出入の格差は再生可能エネルギーが導入された場合に緩和されると考えられる。ただし、東北、九州については「再エネ導入無し」が「あり」に変化すると「純 CO₂ 排出責任移入地域」が「移出地域」に変化する。その地域の消費の波及先地域よりも、自地域が相対的に多くの再生可能エネルギーを導入する場合にはこのような変化が起こりうる¹⁷。

¹⁷ このとき相対的に多くの再生可能エネルギーを導入した地域では、そうでない地域で徴収された FIT 賦課金を、補助金として受け取るとみなされる。このような FIT 制度のカーボンプライシングとしての機能について考察を深めることは、本章に残された今後の課題である。